

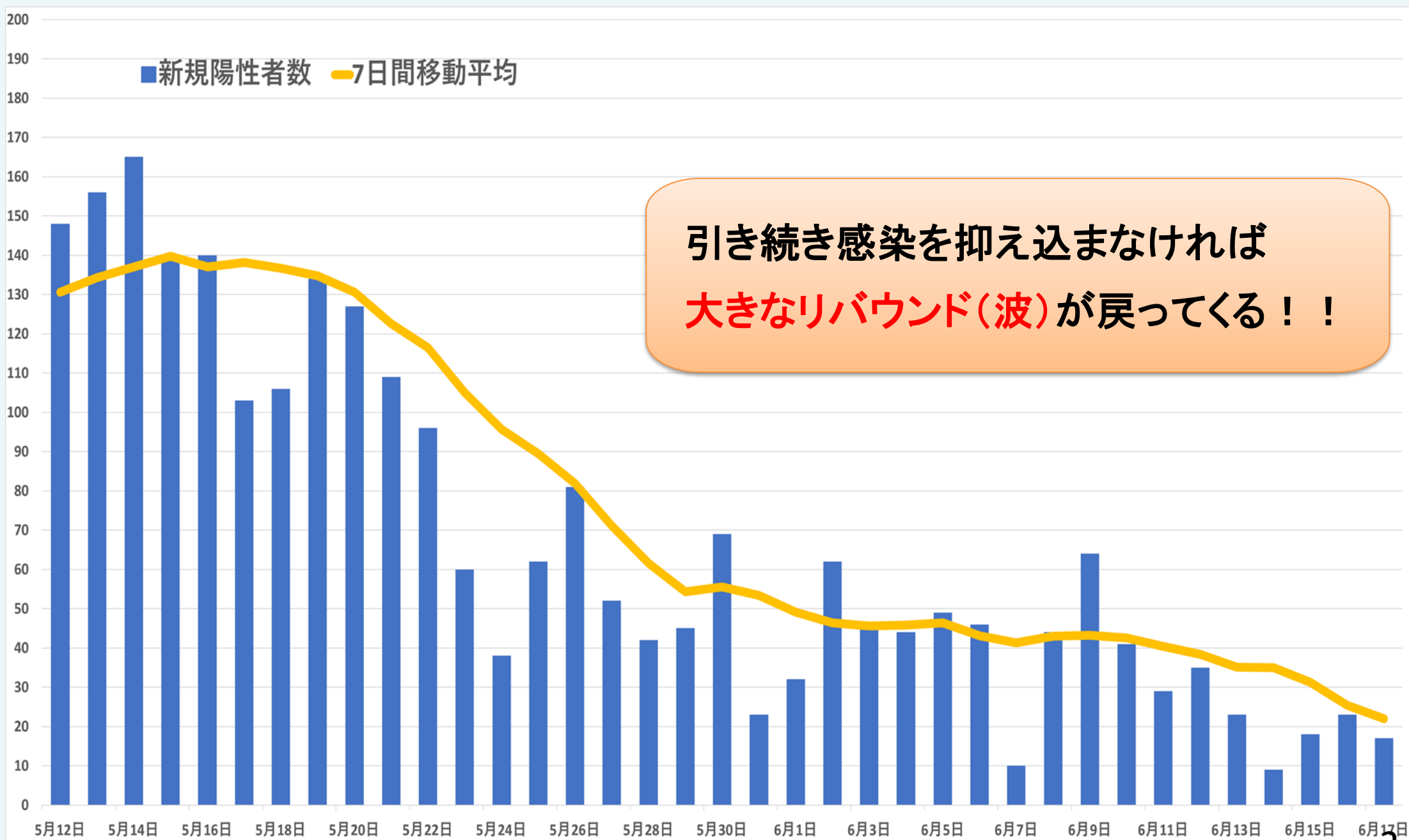
京都府まん延防止等重点措置等

令和3年6月18日



京都府知事 西脇 隆俊

新規陽性者数の減少傾向が鈍化



最近の感染状況・感染事例

▶ 感染経路別の状況 (6月3日～6月16日)

⇒ 同居家族＋別居家族	55.3%	}	74.4%
⇒ 職 場	19.1%		

▶ 最近の感染事例

- ⇒ 10人を超えるホームパーティーで大半が感染
- ⇒ 親しい友人家族とのキャンプでほぼ全員が感染
- ⇒ 複数家族のホームパーティーで世代を超えてクラスターに
- ⇒ サークルメンバーと朝までカラオケ。回し飲みでクラスターに

感染拡大を抑制するため

まん延防止等重点措置による要請等を行う

友人宅での10人を超えるホームパーティー →大半が感染



密閉・密集・密接
の1つでも感染
リスクがあります

親しい友人家族とのキャンプ

→ほぼ全員が感染



屋外でも
感染リスクは
あります！

複数家族でのホームパーティー

→世代を超えてクラスターに



マスクなしでの
会話は
感染リスクを
高めます

サークルメンバーと朝までカラオケ

→回し飲みでクラスター



少しでも体調が
悪ければ、
人と会うのは
控えてください！

～ 基本的な取組の継続 ～

期間:6月21日0時～7月11日24時

一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

飛沫感染の防止

- ▶ ウイルスは主に鼻と口から入ります
- ▶ すきまなく**顔と密着させ「正しくマスク」**をしましょう！

基本的な感染予防対策の徹底

- ▶ **手洗い、身体的距離を確保**しましょう
- ▶ **3密（密閉、密集、密接）**を回避しましょう（1密でも注意）

人と人との接触機会を減らす

- ▶ 各種イベント等、**屋外の活動も慎重**に行動

業種別ガイドラインの遵守

「正しくマスクを着用！」



うっかりマスクを
外していませんか？

変異株は感染力が強い
とされています！

1 感染拡大を抑制するための 9つの取組

取組内容

1. 人の流れを抑制するために
2. 安全に飲食店を利用するために
3. 職場等で感染を拡大させないために
4. 学校生活で感染を拡大させないために
5. 発熱等の症状がある方へ
6. 同居者に発熱等の症状がある方へ
7. 家庭内で感染を拡大させないために
8. 通勤・通学等の感染予防のために
9. ワクチン接種済の方も引き続き対策を

1 人の流れを抑制するために

- ▶ 日中も含めた**不要不急の外出・移動を控えて**ください
→ 特に20時以降の不要不急の外出自粛
→ 混雑している場所や時間を避ける
- ▶ 不要不急の帰省など**都道府県間の移動は控えて**ください
- ▶ 人の**密集が生じないように**十分留意してください
→ バーゲンセール等の催し物開催に関する広報の自粛
- ▶ **路上・公園等で**集団での**飲酒などは行わないで**ください



人の流れを「リアルタイムで見える化」

「きょうと人混みエリアマップ」

人混み(混雑)の状況を府のホームページで発信

主要エリアのいまの人出
(6月21日 9時～10時)

四条河原町	錦市場・新京極	四条烏丸
		
烏丸御池	京都駅	西大路四条
		

6エリアを
4段階で表示



令和3年6月21日(月) 12時開始

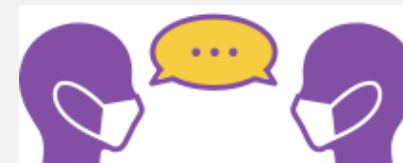
当面9:00～20:00の状況を1時間ごとにアップ

※(株)ドコモ・インサイトマーケティング
「モバイル空間統計」のデータを加工して、
京都府で作成

2 安全に飲食店を利用するために

～利用者の皆さまのご協力を！～

▶ 会話時は**正しくマスクを着用**してください



▶ 発熱等の症状など**体調不良の時**は**利用を控えて**ください

▶ 営業時間短縮を要請した時間以降、
飲食店等に**みだりに出入りしない**でください

▶ **きょうとマナー**を守ってください

飲食店における感染防止対策の「第三者認証制度」

新

感染防止のための一定の基準を設け、基準項目の全てに取り組んでいる飲食店に対して第三者が認証（制度設計中）

3 職場等で感染を拡大させないために

- ▶ **出勤者数の7割削減**に引き続き取り組んでください
→ 在宅勤務(テレワーク)の活用、休暇取得の促進
- ▶ 出勤する場合は、**時差出勤や自転車通勤**など、
人との接触を低減してください
- ▶ **感染防止のための取組を徹底**してください
→ 換気励行、テレビ会議の活用、職員寮等での対策など
- ▶ **居場所の切り替わり**に注意してください
→ 休憩室(食堂)、更衣室、喫煙室など
- ▶ 事業継続に必要な場合を除き
20時以降の勤務を抑制してください



4 学校生活で感染を拡大させないために①

【大学等】

- ▶ 授業や課外活動の前後などの**会食は自粛**してください
→ きょうとマナーの厳守
- ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降、
飲食店等に入入りしないください
- ▶ 学生に対して、次の行動を禁止するよう徹底してください
 - ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の**飲食店等への出入り**
 - ・ クラブ・サークル等の**コンパ(飲み会)**の開催
 - ・ **大人数での行動**や、友人の下宿等での**飲酒・宿泊**
 - ・ 食事中も含めた**マスクを外しての会話**

4 学校生活で感染を拡大させないために②

【中学・高等学校等】



- ▶ 各学校の実態を踏まえ、
通学時等の**密を避けて**ください
- ▶ **時差登校等、**
公共交通機関が**混雑する時間を避けて**ください
- ▶ クラブ活動等における
感染防止対策を徹底してください

5 発熱等の症状がある方へ

- ▶ 発熱や咳、のどの痛みなどの症状がある場合は、
必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談
- ▶ 自宅内での**正しいマスクの着用、こまめな手洗い**
- ▶ **極力個室**で過ごして部屋から出ない
- ▶ 共有スペースの**利用は最小限**とする



6 同居者に発熱等の症状がある方へ

- ▶ 同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、
原則、全員14日間自宅待機してください

【同居者に発熱等の症状がある場合】

- ▶ 自宅内での**正しいマスクの着用、こまめな手洗い**
- ▶ **個室や間仕切りなど**で同居者の療養環境を確保

【同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合】

- ▶ **上記と同様に注意**してください

7 家庭内で感染を拡大させないために

- ▶ **検温を習慣化**し、体調管理に努めてください
→ 特に風邪のような症状や体調の悪さを感じたら検温



起きたら検温

- ▶ 帰宅後の**手洗い、手指消毒を徹底**してください



手洗い・消毒

- ▶ ドアノブ、照明のスイッチなど、手で触れる部分は
こまめに**ふきとり清掃**してください



こまめに清掃

8 通勤・通学等の感染予防のために

- ▶ 公共交通機関を利用する場合は、
 - 必ず **正しくマスクを着用して** ください
 - **会話を控えて** ください

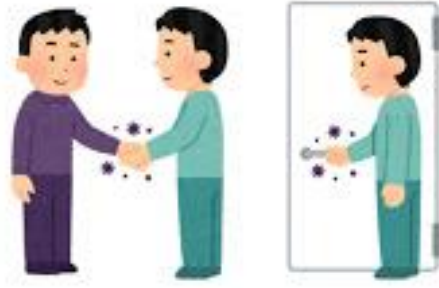


マスクをしてても話さない

9 ワクチン接種済の方も引き続き感染予防対策を！

ワクチンを接種していてもウイルスを運んでしまいます！

ウイルスは気づかないうちに手に付着し、周囲に感染を広げる可能性があります！



【ワクチン接種完了後も周りの人に配慮を】

- ▶ **周りの人は未接種かも**知れません！
- ▶ コロナウイルスは**手指についているかも**知れません！
- ▶ 正しいマスクの着用や手指消毒などの**感染対策は継続を！**

2 飲食店等の営業時間

短縮の要請

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

対象		飲食店、喫茶店、遊興施設等※で 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
期間		令和3年6月21日(月)0時から7月11日(日)24時まで	
要 請 内 容 等	営業時間	<small>特措法第31条の6第1項</small> 京都市域	営業時間短縮 <u>(5時～20時)</u> <div style="float: right; background-color: #800000; color: white; padding: 5px;">重点措置 区域</div>
		<small>特措法第24条第9項</small> その他地域	営業時間短縮 <u>(5時～21時)</u>
	酒類提供	<small>特措法第31条の6第1項</small> 京都市域	酒類提供時間 <u>(11時～19時)</u> <div style="float: right; background-color: #800000; color: white; padding: 5px;">重点措置 区域</div>
		<small>特措法第24条第9項</small> その他地域	酒類提供時間 <u>(11時～20時30分)</u>

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、酒類の提供時間短縮のみ要請

<p>酒類提供要件</p>	<p>▶ 酒類提供のため飲食店が満たすべき「一定の要件」</p> <p>①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、 ⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること</p> <p>※府内全域に適用(その他地域への適用は府独自対応)</p>
<p>その他</p>	<p>上記項目のチェックリストを作成・保存し、その写し(府による確認済みとなっているもの)を協力金申請時に提出すること</p>

<p>協力金の支給 (店舗への支給額)</p>	<p>1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり(定休日除く)、 事業規模(売上高)に応じて、 京都市域:3万円～、その他地域:2.5万円～ ※詳細は府のホームページで確認してください</p>
-----------------------------	---

<p>新たな認証制度</p>	<p>現在、検討を進めている新型コロナウイルス感染防止対策「第三者認証制度」に取り組むこと</p>
----------------	---

3 催し物(イベント等)開催に 対する要請

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った 開催・施設利用を要請

特措法第24条第9項

区 域 等	府全域 6月21日0時から7月11日24時まで
人数上限	5,000人以下
収 容 率	大声での 歓声・声援等がない ことを前提 100%以下 大声での 歓声・声援等が想定されるもの 50%以下 ※ ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る) 内では座席間隔を設けなくともよい
開催時間	21時まで
事前相談	全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等で相談

4 飲食店以外の施設に対する 営業時間短縮の要請等

期間: 6月21日0時～7月11日24時

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

(1) 大型商業施設等

対象地域：京都市

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	1000㎡超の施設:要請
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	1000㎡以下の施設:働きかけ
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	<p>・営業時間短縮 5時から20時まで</p> <p>(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)</p>

※ 感染防止対策(業種別ガイドラインの遵守)の徹底を要請

※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請

※ 飲食店等の取り扱いは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容に準じる

※ バーゲンセール等多くの集客を目的とした催し物開催に係る広報は控えてください

(2) イベント関連施設

対象地域：京都市

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
		要 請	働きかけ
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の人数上限等要件の遵守 ・21時までの営業時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の人数上限等要件の遵守 ・21時までの営業時間短縮
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の人数上限等要件の遵守 ・20時までの営業時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の人数上限等要件の遵守 ・20時までの営業時間短縮
		<ul style="list-style-type: none"> ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮
⑤博物館等	博物館、美術館 等	<ul style="list-style-type: none"> ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮
⑥結婚式場	結婚式場		
		飲食店等に準ずる。	

協力金の支給:時短要請に応じた大規模施設・テナント(例)

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、**1,000㎡超の大規模施設(※1)**を運営する事業者に対して、自己利用部分面積(※2)**1,000㎡毎に20万円／日・施設に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」**を乗じた額を支給

上記大規模施設において、**テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗**を運営する事業者に対して、店舗面積**100㎡毎に2万円／日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」**を乗じた額を支給

※1 映画館・プラネタリウム以外のイベント関連施設を除く

※2 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

検査体制等の拡充

検査体制の拡充

1 高齢者施設等におけるPCR検査の重点実施

目的	7月以降も検査を継続し、感染拡大の予兆を把握
対象施設	高齢者及び障害者・児の入所施設及び通所系事業者（府内全域 約2,600施設）
対象者	上記施設に従事する職員等 約61,000人
実施期間	令和3年7月
実施方法	PCR検査（期間中1回実施）

2 変異株スクリーニングとゲノム解析体制の強化

L452Rスクリーニングを京都府保健環境研究所で実施し、今月中にゲノム解析体制を確立